|  |
| --- |
| 【松戸市短期集中予防サービス】  この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。 |

△△△松戸市介護予防・日常生活支援総合事業

短期集中予防サービス運営規程

（本運営規程の趣旨）

第１条　この運営規程は、＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する松戸市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中予防サービスの適正な運営を確保するため、事業運営についての重要事項に関する規程を定めるものである。

（事業の目的及び運営の方針）

第２条　事業所において実施する短期集中予防サービスは、居宅要支援被保険者又は事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、３ヶ月から６ヶ月まで（可能な限り３ヶ月程度）の短期間に、保健・医療の専門職が、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム又は認知症予防プログラムを実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施する。

２　事業所において実施する短期集中予防サービスは、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケアに向けた動機づけ及び学習を行うことによって、居宅要支援者被保険者等が総合事業のサービス事業を「卒業」して、地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行う。

３　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視して、松戸市、地域包括支援センター、他の総合事業実施事業者、介護予防サービス事業者等の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努める。

５　短期集中予防サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関への情報の提供を行う。

６　前５項のほか、事業所は、「松戸市短期集中予防サービスに係るサービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施する。

（事業の運営方法）

第３条　短期集中予防サービスの提供は、事業所の従業者のみによって行うものとし、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　△△△

（２）所在地　　松戸市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所において短期集中予防サービスの提供を行う従業者（専門スタッフ）の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

　（１）職種及び員数

　　　常勤の保健師○名、非常勤の理学療法士○名

　（２）職務の内容

　　　　「松戸市短期集中予防サービスに係るサービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱」の内容に従って、利用者に対する通所短期集中予防サービスの提供を行う。

２　前項に定めるもののほか、○○長が特に必要と認めた場合には、別に従業者（専門スタッフ）を配置する。

（管理者）

第６条　事業所に管理者を１名置く。

２　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、短期集中予防サービスの実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日と○曜日とする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時○分から午後○時○分までとする。

（３）サービス提供時間　午後○時○分から午後○時○分までとする。

（短期集中予防サービスの利用定員）

第８条　事業所における●●型短期集中予防サービスの利用定員（１回当たり利用人数の上限）は、○名とする。

（短期集中予防サービスの内容）

第９条　事業所において実施す短期集中予防サービスでは、次に掲げるプログラムを実施する。

（１）運動器の機能向上プログラム

（２）栄養改善プログラム

（３）口腔機能向上プログラム

（４）認知症予防プログラム

２　事業所は、30分以内で送迎できる範囲であれば、希望する利用者について、必ず送迎を行う。

（短期集中予防サービスの利用料その他の費用の額）

第10条　短期集中予防サービスを提供した場合の利用料の額は、「松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」により算定された短期集中予防サービスに係るサービス事業に要する費用の額とし、その短期集中予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、事業所は、その利用者から利用者負担分の額について支払を受ける。

２　前項において、提供される短期集中予防サービスが法定代理受領サービスでないときは、事業所は、その利用者から前項で定める利用料の額について支払を受ける。

３　事業所は、栄養改善プログラムにおいて調理実習等を実施する場合の食材料費及び調理費相当分の費用として、利用者から１回当たり●●円の支払を受ける。

４　事業所は、食事の提供に要する費用など、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について、利用者から実費の支払を受ける。

５　事業所は、前４項の利用料等の支払を受けたときは、前４項の額を区分して記載（第４項の額は個別の費用ごとに区分して記載）した領収書を交付する。

６　短期集中予防サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第１項から第４項までの支払に係るサービスの内容及び支払を受ける金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

７　第１項から第４項までの支払を受ける額を変更する場合には、前項と同様に、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条　事業所における通常の事業の実施地域は、松戸市内全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条　利用者は、短期集中予防サービスの提供を受ける際には、医師の診断、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を専門スタッフに連絡し、その心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条　従業者は、短期集中予防サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

２　事業所は、利用者が短期集中予防サービスを利用する際の緊急事態に対応できる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、当該マニュアルの改正を行う。なお、当該マニュアルには、緊急時の対応フローを盛り込む。

（非常災害対策）

第14条　事業所は、火災、風水害、地震等の非常災害に対処するための具体的計画（消防計画等）を作成し、防火管理者等の責任者を定めるとともに、関係機関への通報・連携体制を整備し、半年に１回以上、従業者に周知を図る。

２　事業所は、年１回以上、避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第15条　事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

２　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

３　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言又は指導を求めるものとする。

（秘密保持等）

第16条　事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込むこととする。

（苦情処理）

第17条　事業所は、提供した短期集中予防サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　事業所は、提供した短期集中予防サービスに係る利用者からの苦情に関して松戸市が行う調査に協力するとともに、松戸市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、松戸市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を松戸市に報告する。

（事故発生時の対応）

第18条　事業所は、利用者に対する通所型サービスＣの提供により事故が発生した場合は、松戸市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業所は、利用者に対する短期集中予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

４　事業所は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入する。

（その他運営に関する留意事項）

第19条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。

２　事業所は、短期集中予防サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附　則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。